**大気汚染防止法に基づくアスベストに係る事前調査等実施状況**

**調査票**

市川市生活環境保全課

大気汚染防止法により、解体・改修工事等を行う際にアスベストの事前調査が義務づけられております。この調査票は、事前調査の実施状況を把握することを目的としています。

ご担当者氏名　　　　　　　　　　　　　　　ご連絡先ＴＥＬ

**【１．対象建築物の構造(築年数)は何ですか？】**

　　**[ ]** 鉄骨造　　[ ] 鉄筋コンクリート造　　[ ] 木造　　[ ] その他の工作物（     　　　　）

・築年数　およそ築     　　年　または　昭和・平成     　　年

　　・増改築等　有・無

**【２．事前調査はどのような方法で実施しましたか？】**

[ ] 実施した。　(　[ ] 設計図書　　[ ] 目視　　[ ] 分析　)

[ ] 実施していない。

**【３．事前調査結果を発注者に書面にて説明しましたか？】**

[ ] 説明済み　　　[ ] 今後、実施予定（→工事の開始日までに実施）

**【４．事前調査の結果はどうでしたか？】**

①吹付け材はありましたか？（レベル１の確認）

[ ] 無　　[ ] 有（アスベスト使用 　有・無 ）

②断熱材、保温材、耐火被覆材はありましたか？（レベル２の確認）

[ ] 無　　[ ] 有（アスベスト使用　 有・無 ）

③アスベストを含有する成型板等(レベル３)はありましたか？

[ ] 無　　[ ] 有

④煙突・機械室・エレベーター室等の施設はありましたか？

　[ ] 無　　[ ] 有（施設名　　　　　　　　　　　　　　　　）

○以下の内容をご確認ください　⇒ ⇒ ⇒　[ ] 確認済み

大気汚染防止法により、受注者に義務づけられています。

[１]事前調査の結果を書面にて発注者に説明する。

[２]事前調査の内容を工事等を行う場所に掲示をする。

[３]アスベストを含有する吹付け材【**レベル１**】、断熱材・保温材・耐火被覆材【**レベル２**】に該当する場合、作業開始の14日前までに【**特定粉じん排出等作業の実施の届出**】が必要となります。

(注意)レベル３は、手ばらしで解体を行い、散水を行うなど作業環境及び周辺環境に十分注意して作業を行ってください。